（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　略］

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が一億円以上であると見込まれること。

［三・四　略］

［２・３　略］

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下この条において同じ。）の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２～４　略］

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

(1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限る。）

(2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二に規定するものを除く。）

二　［略］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

［イ・ロ　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。第四号ハ並びに第二百四十六条の十第一項第二号ハ及び第四号ハにおいて同じ。）が一億円以上であると見込まれること。

［三・四　同上］

［２・３　同上］

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２～４　同上］

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第一号に掲げるものを除く。）

(2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第二号に掲げるものを除く。）

二　［同上］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］